

# 滞納には換価の猶予制度の活用を！

最近の換価の猶予の申請例を紹介します。

岩倉市のYさんは無申告で税務調査となり、民商に相談して入会しました。

税務調査の対策を尾北民商の仲間とともに行ない、ある程度納得のいく結果となりました。

しかし、追徴となった5年分の国税、地方税を一度に払うことができず、換価の猶予を申請することになりました。

事業を継続し生活費分を控除したうえで毎月払っていきける金額を算出し、話し合いながら申請の書類を作成しました。

最初に税務署に申請し、その控えをもって県税事務所、市役所を回って申請書を提出し、換価の猶予を受けることができました。

犬山市のOさんも税務調査を受けて、過去5年分の



修正申告となりました。その際、税務署員の勧めに従い手持ち資金を事前納付しましたが、国税の一部と県・市への支払い分が丸々残ってしまい、民商に相談があつて会員となりました。

納税や換価の猶予の制度について聞くと、「そんなものがあるなんて税務署員も税理士も教えてくれなかった」ということでした。

とにかく今できることは何でもやりたいと、書類を作って数日後に税

務署に申請し、その收受印の押された申請書の控えをもって、県税事務所と市役所を尋ねました。

猶予の申請が難航したのは犬山市役所で、「滞納額が100万を超える場合は担保が要る。ないなら保証人」と要求してきました。こちらからは「税務署はすでに猶予の申請を受け付けている。市役所にも今日出すから控えに收受印を」と求めて、申請書を提出しました。

後日に税務署からの猶予決定通知書の写しを届けたこともあつて、市役所からも猶予の決定が下りました。

## 猶予申請時の担保・保証人について

行政は基本的に猶予申請の書類提出を拒むことはできません（申請の条件を満たさないので請願になる、書式や記入に不備があるので修正を求めて差し戻す、当局が審査のうえで決定が下りないといったことはあります）。

滞納額が100万円を超えると担保や保証人を要求されますが、なくても申請は可能です（担保になる財産を持っている人や、保証人になってくれる親類知人のいる人しか猶予を受けられないのでは、税の制度として不公平です）

担保になる適当な財産（なくても事業・生活が継続できる）がある場合は、申請時に担保提供が必要です。

# 当日54人受診！ 共済会が今年も集団健診を実施！

尾北民商共済会は今年4月14日（日）に集団健康診断を行いました。今年の当日受診者は昨年より3人増しの54人でした。

項目は身長・体重の測定、尿・便潜血、胸部レントゲン、心電図、採血の検査、血圧・腹囲測定、医師の診療でした。9時から30分ずつ、数人ごとに受診時間を分けて予約を募ったおかげで、混雑することなく健康診断を受けることができました。

尾北民商共済会は、共済会主催の集団健診で要精密検査の判定となり再検査を受けた共済会員には、2000円を再検査費用として補助しています。

コロナ禍、物価高騰、インボイス制度と、健康にも商売にも悪い条件が続いています。年に1回以上の健康診断を受けましょう。

今からでも平日受診という方は、民商事務所にご連絡ください。

共済会加入者は3000円で受診できます。まだ入っていない人は、この機会にぜひ民商共済会への入会をご検討ください。



# あなたの支部の支部総会にご参加ください！